

令和 6 年度第 1 号
那総第 175 号
令和 6 年 12 月 6 日

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 那須町長

審査請求人が令和 6 年 3 月 5 日付けで提起した、処分庁による情報公開拒否決定処分（令和 5 年 12 月 6 日付け那保地第 81 号）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

1 事案の概要等

- （1）審査請求人は、処分庁に対し令和 5 年 11 月 22 日付けで、那須町情報公開条例（平成 16 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、「平成××年（××月～）虐待認定（■■係■■職員より通告有）、●●保護、○○要注意対象者（H××. ××. ××）認定の根拠、経緯、確定までの詳細内容、全公文書」の開示を求める請求（以下「本件請求」という。）を行い、処分庁はこれを受理した。
- （2）処分庁は、本件請求に対し、令和 5 年 12 月 6 日付けで、審査請求人に対し、次の理由を付して情報公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
（拒否する理由）
那須町情報公開条例第 8 条第 1 項に該当するため、情報の存否を含めてお答えできません。
- （3）審査請求人は、本件処分を不服として令和 6 年 3 月 5 日付けで、那須町長に対し条例第 14 条第 1 項の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 虐待認定に疑義が生じたことから那須町は調査過程を明らかにする責務があり、請求人の名誉、人権に関わる事項で知る権利を要することから、請求（存否）拒否は、条例第8条に違反する。

また、請求権者及び当該者の権利権限を極端に制限するものであることから、条例第5条、第6条及び第7条にも違反する。

イ 平成××年××月××日当時、担当職員は親族に対して「虐待認定」を断定的に通告しており、その根拠たる内容及び理由は示されるべきである。担当職員が「虐待認定」を通告した以上、「虐待が発生していることを認めるものとなる事実」を明確にするのは当然の事であり、それ相応の説明責任が生じる。存否応答・請求拒否は、説明責任を果たすという基本的な職務を放棄しているに等しく、保健福祉課による事実上の隠蔽にあたる。

さらに、「虐待が発生していることを認めるものとなる事実」の存否回答なく、医療機関への要配慮個人情報提供を行ったとすれば、重大な配慮義務違反であり、個人情報保護法に違反する。

ウ 当該者（●●）の情報は既に部分開示されており、請求人（△△）及び親族の保有個人情報も開示されていることから、請求人他、親族についての個人は識別されている。

加えて、当該者に関わる全ての関連法人・団体においても当該者の情報は開示済みであり、法人名・個人名・医師名等は周知の事実として公開されているに等しく、当該者の記録情報開示と共に、既に個人に関する情報、特定の個人は識別されている。

一方、保健福祉課においては、当時の担当職員（■■氏）他、同課職員名を秘匿、不開示としている。

条例第6条は請求権者の権利を守るものであって、職員の個人情報を守る以上に優先されるべき権利である。他、関連法人・団体・医療機関が情報及び担当名を開示しているにも関わらず、那須町職員のみ役職及び氏名秘匿が許されるというのは道義的に通用しない。（県は職員名開示と確認/文書学事課）

エ 条例第6条第1号オ 公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職及び氏名のうち公開することが公益上必要と認めるもの担当職員の職務遂行において、認定に至る調査過程で重大な過失を犯した疑いがあり、公開することが公益上必要と認めるものに該当。条例第6条第1号において、情報公開を拒否する理由はない。

また、当該個人（●●）は、既に令和××年に亡くなっており、当該個人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障が生じるおそれはない。条例第6条第6号は適用外であり、非公開情報にあたらない。

虐待認定に疑義が生じている現状においては、虚偽の汚名、冤罪の可能性があることから人権の救済が急務である。存否応答・請求拒否によって、虐待の根拠が示されない以上、認定が誤認であった疑いも否定できない。

「非公開情報であると認められる」との弁明は、保健福祉課による過失責任を逃れるための詭弁であって、当該者救済の観点からみれば、著しく道義に反するものであり、人権保護に逆行する行為である。

条例第7条第2項 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する部分が記録されている情報であっても、期間の経過により、当該部分が前条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該部分も含めて公開しなければならない。第6条第1号及び第6号のいずれにも該当しないと認められる以上、公開拒否は条例に違反する。

オ 処分内容及び理由等については、事実齟齬についての疑問に対して、一切の回答を拒否するもので、公権力行使による暴挙であり、請求人及び当該者の権利権限を踏み躪る不当な処分である。

カ 当時の担当職員及び保健福祉課においては、職務上の過失・不正が認められる。

事実解明と人権救済を求める請求人（及び当該者）に対して、何ら回答もなく、存否応答拒否及び請求拒否の処分を行うことは、保健福祉課による隠蔽にあたり、違法又は不当な行為である。

（２）処分庁の主張

ア 条例第8条では、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを応えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」とされている。

また、条例第6条第1号には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは非公開情報とされており、加えて、同条第6号には、公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報は非公開情報とされている。

イ 審査請求人が行った情報公開請求において、請求対象内容について何らかの回答をすることは、挙げられた個人について、虐待が発生していることを認めるものとなる事実の存否を回答することになる。

ウ 上記事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるほか、当該個人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障が生じるおそれがあり、非開示情報であると認められる。

エ 上記により、条例第8条に当てはめると、審査請求人が行った情報公開請求は、当該開示請求を拒否する要件が満たされている。

3 裁決の理由

- (1) 審査庁は、令和6年8月30日付けで条例第14条第2項の規定に基づき、那須町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

審査会は、諮問に対し令和6年10月30日付けで答申した。

審査会の答申に示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

- (2) 本件に係る法令等の規定について

ア 那須町情報公開条例の規定について

条例第5条は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して情報の公開を請求することができるとされ、条例第6条及び第7条の規定により、一般に、公開請求に対しては、当該請求の対象となる公文書の存否を明らかにしたうえで公開、部分公開決定等を行うことが原則である。

しかしながら、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを応えるだけで、条例第6条各号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合は、条例第8条により情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるとなっている。

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第1条において、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置を定め、高齢者の権利利益の養護に資することを目的としており、法第2条第4項第1号では、養護者による高齢者虐待とは、暴行、減食、放置、暴言又は拒絶的な対応その他の心理的外傷を与える言動を行うこと等とされている。

また、法第3条第1項により国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならないとされ、法第9条第1項において、市町村は、高齢者虐待に係る通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うものと規定されている。

さらに、当該協議においては、厚生労働省の示す「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）」に、「虐待の有無の判断」、「緊急性の判断」、「老人福祉法や介護保険法に基づく権限の行使」等については市町村担当部署の管理職

が出席する会議において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められるとされている。

(3) 本件審査請求に係る処分等について

ア 本件審査請求について、審査請求人は、虐待認定に疑義が生じたことから那須町は調査過程を明らかにする責務があり、請求人の名誉、人権に関わる事項で知る権利を要することから、請求（存否）拒否は、条例第8条に違反する。

また、請求権者及び当該者の権利権限を極端に制限するものであり、条例第5条、第6条及び第7条にも違反することから本件処分が不当であると主張している。

条例第6条第1号では、個人のプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、または識別され得る情報のうち公開しないことが正当であると認められるものが記録されている公文書について、非公開とすることと定められており、特定の個人に関して虐待に係る支援方針の決定が行われているか否かという事実については、当該個人にとって、一見して明らかに、客観的に通常他人に知られたくない事実であると認められる。

したがって、本件に係る文書の存否を答えることによって、少なくとも、審査請求人の親族という特定の個人に関して、虐待に係る支援方針の決定が行われているか否かという事実の有無が明らかになると認められる。

イ また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項において、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であり、死者に関する情報については保護の対象外とされているが、死者に関する情報が本件に係る文書の存否を答えることとなる場合には、親族の個人の権利利益の侵害に当たる可能性があることから、死者の情報についても適正に管理することが望ましい。

ウ 審査請求人は、「平成××年××月××日当時、担当職員は親族に対して「虐待認定」を断定的に通告しており、その根拠たる内容及び理由は示されるべきである。」とも主張しているが、通常他人に知られたくないと認められる情報については、請求者のいかに問わず、一般の感受性を基準として客観的に判断するため、たとえ、当該情報に係る本人からの請求であっても第三者からの公開請求の場合と同様に非公開と判断されるものである。

このことを鑑みれば、審査請求人自身が仮に、本件審査請求に係る文書が存在することを了知していたとしても、当該文書の存在を了知しない第三者と同様に判断しなければならないことから、審査請求人の主張は認められない。

エ 以上のことから、本件審査請求に係る文書についての存否に関する情報自体が、条例第8条に該当すると認められ、処分庁が本件処分を行ったことは妥当なものであると判断する。

(4) 審理関係人のその他の主張について

審査請求人は、本件審査請求において、虐待認定の適否に係る主張等を行っていると思われる部分があるが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であって、これらの主張は、いずれも本件処分とは直接関係のないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

審査会の答申により示された判断は以上のとおりであり、審査庁においても同様に、本件審査請求に係る処分庁の情報公開拒否決定の判断は妥当であると判断する。

よって、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年12月6日

審査庁 那須町長 平 山 幸 宏

(教 示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、那須町を被告として（町長が被告の代表者となります。）取消しの訴えを提起することができます。
- 2 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。